平成２０年（フ）第９４号
山形県酒田市亀ケ崎５丁目２番22号
破産者　工藤　康夫
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６４４号
神奈川県平塚市天沼２番12―302号　メゾンエトワールⅠ
破産者　八尾　弘敏
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７８３号
愛知県豊田市東梅坪町10丁目７番地２　サンシティ87―102号
破産者　山本　三義
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第１００３３号
大阪府箕面市桜４丁目２番７号、開始決定時の住所大阪府箕面市桜５丁目１番30―106号
破産者　アールイーシーこと有限会社アールイーシーこと　横江　仁氏
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７４５号
大阪府東大阪市旭町６番９号
破産者　サンエイこと　花亀　憲司
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９０号
大阪市淀川区新高１丁目３番４―1001号
破産者　神馬　尚弘
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２８７号
大阪市平野区平野西４丁目４番７号
破産者　新家　順三
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１５７号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―304号、前住所大阪府寝屋川市太秦東が丘10番８号
破産者　正法地優博
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１５８号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―304号、前住所大阪府寝屋川市太秦東が丘10番８号
破産者　正法地公子
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９７号
大阪市西淀川区野里１丁目７番３―511号、開始決定時の住所大阪市西淀川区大和田２丁目３番17―302号
破産者　飯田　久男
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５５号
大阪府東大阪市横沼町２丁目４番２号
破産者　坂部　鈴子
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３６号
兵庫県西宮市浜甲子園１丁目６―19福山典子方、開始決定時の住所大阪市住之江区平林南１―４―６
破産者　竹田二朗商店こと　竹田　二朗
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０８号
大阪府箕面市桜井３丁目３番35号
破産者　長　　吉宏
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６１号
大阪市中央区島之内２丁目９番２号第２岩見マンション201号
破産者　食べて酒んでや　とへこと　遠江　浩昭
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９７号
大阪市淀川区加島３丁目10―41　グランジュール淀川407号、住民票上の住所大阪府守口市八雲西町４丁目21番11号
破産者　佐々木清彦
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６５６号
大阪府豊中市上新田２丁目４番５号
破産者　デザインルーム・フエこと　石田　正紀
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９８６号
兵庫県神崎郡市川町東川辺863番地
破産者　多田　浩幸
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部